

令和5年美郷町議会議事録

第4回 定例会（第2号）

招集年月日	令和5年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 12月 5日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和5年 12月 5日 午前 10時00分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 1名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	篠根正一	△
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	9番	山本幹雄	11番	佐竹一夫
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 5 年美郷町議会第 4 回定例会議事日程 (第 2 号)

令和 5 年 1 2 月 5 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 6 8 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 0 号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 1 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第 7 2 号 令和 5 年度美郷町一般会計補正予算 (第 6 号)</p> <p>議案第 7 3 号 令和 5 年度君谷診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 7 4 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 7 5 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 7 6 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 7 7 号 令和 5 年度簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 7 8 号 令和 5 年度下水道事業会計補正予算 (第 2 号)</p>

	<p>【一般事件案】</p> <p>議案第79号 財産の取得について</p> <p>議案第80号 財産の取得について</p>
3	議案の委員会付託

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●原議長

おはようございます。

ただいまの出席委員は 10 名でありますので、定足数を満たしております。

初めに、先の教育民生委員会におきまして、副委員長が互選されましたので報告します。

佐竹議員に決まりました。よろしくお願いいいたします。

それではこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番・山本議員、11 番・佐竹議員を指名いたします。日程第 2、議案質疑を行います。

これより、既に採決を得ている議案第 69 号を除く、議案第 68 号から議案第 80 号までの議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第 68 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 68 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 70 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

5 番、中原議員。

●中原議員

5 番です。先日本日お伺いした時に会計年度職員さんは、フルタイムの方はおられなくて、パートタイムの方だけだということで、その人数が、確か 90 人と私聞こえたんですが、間違いがないかどうかということとですね。私、年度当初に配られる各課の職員の配置表がありますが、あれで数えてみたとき、そんな数はおられなかったように思うんですけども、どうかということと、それから、会計年度職員さんで、パートタイマーさんしかおられないということは、フルタイムの方は、採用してないということなんでしょうか。それとも、それに応ずる人が勤務条件なんかとの関係で、おられないということなのか。その辺ちょっと聞かしていただければと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員のご質問の 1 点目でございます。会計年度任用職員の人数につきましてはですね、時期によって左右されます。それで今、中原議員がおっしゃられました私どもが世帯向けに配っております職員表ですけれども、あれもですね、実は会計年度任用職員の全員載っているわけではございません。例えば、地域おこし協力隊といったものも会

計年度任用職員の中に入ってまいりますので、そういったものですか、ピンポイントで雇うケースといったものも、会計年度任用職員に入りますので、そういったものも含めまして、さっき先日お答えしたのは、約90人弱というところでございます。80人超から90人弱といったところでございます。2点目のフルタイムの会計年度任用職員のことでございますけれども、基本的には会計年度任用職員につきましては、基本的にはパートタイムという形での任用がほとんどでございます。この場合のパートタイムというのは週4日というものが、ほとんどを占めておるというところでございます。以上でございます。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでございますので、議案第70号の質疑を終わります。

続きまして、議案第71号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第71号の質疑を終わります。

続きまして、議案第72号について質疑を許します。

ここからの予算案に関する質疑につきましては、ページ数を示していただいて、お願いをいたします。

質疑はありませんか。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

10ページであります。県支出金、土木費県補助金の中の住宅新築等償還推進助成事業補助金831万9000円というのが上がっております。説明の中では、借入者が死亡あるいは債権の相続放棄というようなことが発生した時に、発生した場合にだと、発生したんだということでありまして。償還が困難となった未償還額に対する助成ということでもありますけど、現在ですね、この住宅新築資金の未償還額、幾らぐらいあるわけでしょうか。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

すみません。ちょっと正確な数字は、ちょっと今日、資料持っておりませんが、大体のところ、8000万ぐらいのところになります。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

かつては1億円以上あったものですね、現在は8000万、多分弱だと思うんですけど、あるということだと思いますけど、年度途中に、4月1日以降ですね、こういった死亡されたあるいは債務の相続放棄の事案が出たから計上したということだと思うんですけど、これ何件で幾らぐらいの金額で、この補助金になるわけですか。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

こちらの今回の案件につきましては、28年の12月に借受人が亡くなられて、29年中にいろいろ調査をしたところ相続人の方が全て相続放棄をされていたってということで、2人の連帯保証人ももう亡くなっておられるってということがわかったところで、県の方に、所要額調査の段階で相談をかけております。必ずそういった案件の全てがこの補助金の対象となるということではございませんで、その都度、県の方に相談をさせていただいて、これについては、対象になるっていうふうに向こうから認めていただいたものについて、上げさせていただくっていうことになってますので、今回は1人分、1件分のものを出させていただいたっていうところでございます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

対象によって、県の助成になるかとか、ならないとかいうのが何か不思議な話なんですけど、その基準というのがどういう基準かよくわかりませんが、いずれにしてもですね、しっかり精査していただいてですね、処理をしていただきたいと思います。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

25ページ消防費でございますが、港地区、随分もう現地行って、私、上あがっちゃあいけんことになってって、下から見とったんですが、随分ときれいになってるなあと思って、法面やら、いろいろ整備されてるなあとおったんですが、もう区割りも決定もしまして、それぞれの方が、それぞれの場所に入られるということまでお話聞いたんですが、いつ頃から実際に工事されて、入居されて、安心な生活ができるようなんでしょうか、お伺いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。福島議員の港地区の移転事業についてでございますけれども、現在造成事業を行っておりまして、入居者の方には、4月から建築、建物を建てるようにし

ていただけるように、今、3月末で工事の方を終えるように、準備を進めております。完成の方につきましては、町長の方が、以前も申し上げておりますように、12月には、新しい家で新年を迎えていただきたいという思いで、こちらのほうは事業のほうを進めております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

25ページなんですけど、1番上にですね、土木費のその他負担金というのに139万6000円あります。説明の中ではですね、高畑の県住宅がですね、空き家が増加して家賃負担額が増えたからということと言われたように思いますが、ここっていつ頃建設してですね、現在、空き家の状況、個人で入るのと、家族で入るのと、何か分かれてるんじゃないかと思えますけど、その空き具合の状況と、いつ頃建ったもんか、その辺のところちょっとお聞かせください。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。藤原議員のご質問でございます。高畑ハイツ、県の住宅供給公社の賃貸住宅でございますけれども、これは令和6年に建設をしたものでございまして、町の方が、空き家が発生。

●原議長

令和6年ですか。

●永妻建設課長

失礼しました。平成6年でございます。の建設でございまして、町が1万8700円の家賃の補助をしております。空き家が出た場合は、全額についての町が補助するという契約になってございます。4月の年度当初には2室が空き部屋でございましたけれども、4月に1室それから10月に1室が退去になりまして、現在は4室が空き部屋となっておりますので、その不足分の所要額を今回補正予算に計上してございます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

4部屋分ずっとね、払い続けとるということでありまして、これってですね、県との約束でいつまで続くんですか。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

この契約でございましてけれども、今契約では、令和7年の4月17日に、この契約が切れることとなりますので、その後は、町の方に全て移管されるということになります。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

今、令和5年、あと数年で、町の方へ帰ってくるということですが、いずれにしてもですね、空いておるといことはまずいんであって、民業圧迫しない範囲でですね、しっかりと募集していただいて、入居の方をお願いしたいと思います。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

各予算項目の中にあるんですが、非常勤職員報酬というのが出てきます。これは、いわゆる会計年度職員さんじゃなくて、アルバイトの賃金ということでしょうか。アルバイトさんには主としてどういう仕事をやらせてもらってるんでしょうかね。各事業にほとんど非常勤職員報酬というのが入ってますよね。どういう雇用形態、働き方をしているのか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員のご質問でございます。予算経理上の非常勤職員報酬というところでございますが、これはイコール、このたび人事院勧告等も踏まえて給与改定を行いましたけれども、会計年度任用職員の報酬なり、手当というものが、ここに計上されておるものでございます。それで、これはもうこの経理方法っていうのは、一定の国が示した基準に沿って、会計年度任用職員のそういった報酬等は、個々に経理するよというのを踏まえてここに計上しておるものでございます。ですので、いわゆるどういったらいいですかね、アルバイトというのとは、ちょっと違うことになります。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

ちょっと確認なんですが、そうすると非常勤職員報酬と書いてあるのは、会計年度職員さんのパートの会計年度職員さんの賃金という理解をいいんでしょうかね。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員おっしゃるとおりでございます。会計年度任用職員、パートタイムの給料というところが、ここに経理されているものでございます。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

すいません。聞き逃したかもしれません。22 ページの商工振興費の 600 万の減というのは、これはどういうことでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この商工費のマイナス 600 万円の減額ですけれども、先般の 9 月議会の時にですね、みさとと。のビジネスプランコンテストの追加計上ということで、2 次審査の段階で、3 件が予選の審査を通過しているというお話をさせていただきました。今回、最終、新聞報道等もありますけれども、今回、この今年のビジネスプランコンテスト、全部で 2 件が最終審査を報告しております。3 件、予算計上させていただいたものを、予算確定ということで、1 件分のマイナス 600 万円を今回させていただいているものでございます。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

それではないようですので、議案第 72 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 73 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 73 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 74 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 74 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 75 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 75 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 76 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第76号の質疑を終わります。
続きまして、議案第77号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

3ページの修繕費でございます。説明では250万、これから冬場に向かいまして、想定による計上というふうに聞いております。その中で、以前もあったんですが、空き家ですね。そういったところの漏水とかいうのが、多々あったと思うんです。そういった調査はどのようにされとるんですか。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

空き家の調査につきましては、以前、確か美郷暮らし推進課でやたったか、総務課でやったかちょっとわかりませんが、そこで行ったものがございます。その当時の資料というものは水道の方でも把握をしておりますので、漏水があったときには、そういったところを重点的に漏水の調査をしておりますので、今年度においても、そういった事例があれば、そういった対応していきたいと思っております。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

是非ともですね、例えば、開栓したまんまですね、放置してある場合があります。そうすると、凍結して破裂するというのが、多々あったと思うんです。そういったことを未然に、この250万はできるだけ減額になるようにですね、そういったこともちょっと心がけていただきたいというふうに思います。

●原議長

他にはございませんでしょうか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第77号の質疑を終わります。
続きまして、議案第78号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

説明資料の4ページなんですけど、委託料363万9000円があります。脱水作業を直

営から外部委託へ変更するんだということだったように思いますけど、どこへですね、どういった作業を委託されるわけですか。ちょっとわかりませんので教えてください。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

藤原議員のご質問にお答えいたします。こちらの外部への委託作業でございますが、農業集落排水施設から、邑智浄化センターの方に、その下水の汚物を運ぶ作業ですけれども、これを、町の方の職員でやっておりましたけれども、それを外部の業者に委託をしまして、それを邑智浄化センターの方まで持ってきていただく作業と、それから今度それを、最後の産業廃棄物の処理場へ持っていく、その運搬の作業を外部の方へ委託したものでございます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

固定式脱水機設置工事の減と、固定式脱水機とは、いかなるものなののでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

これにつきましては、以前、ちょっとご説明を差し上げたところもございますけれども、現在は、各農業排水処理場の方に、運搬車といいますか、機械を持っていきまして、そこで脱水作業をして、その脱水したものを邑智浄化センターの方に持って行ってまいります。それを今度、今回、債務負担行為でご承認いただきました定置式脱水機の設置工事といいますのは、邑智浄化センターの中に、固定式の脱水機を設置します。それを業者の方に委託して固定式脱水機の方に、その処理したものを持ってくるという形になりますので、これまで移動して運搬車といいますか機械を搬送して、それぞれで脱水していたものを、業者に頼んで邑智浄化センターの方で全て脱水を行うということになります。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

了解しました。それで、この施工が複数年にわたるから、減額だということですね。ということはですね、支出については建設仮勘定的な科目できって、年度年度で完成した段階に構築物かな、機械装置か何かで資産計上して、そこから減価償却が始まるということになるかと思っておりますけど、今年度ですね、この予定表、令和5年美郷町下水道予定貸借対照表ですね、これ7ページにあります。これの建設仮勘定を見るとですね、この分の見込み分がですね、上がっとらんやに思うんですよ。950万上がっておりますけど、これ前期から繰越した部分、何の分かわかりませんが、前期から繰越した分が950万上がっとるわけでありまして、このたびの仕事、建設中のものが途中で年度またぐわけでありましたが、当然こういう建設仮勘定で上がって次年度につないでいくと

いう経理になろうかと思えますけど、それが上がってない理由は何でしょうか。

●原議長

番外、設課長。

●永妻建設課長

ちょっとこの内容につきましてですけれども、当初の時点では単年度で、当初予算編成時には単年度で、この脱水機の設置工事ができるというふうに考えておりましたので、機械及び装置の方で全て計上をしておりました。それが3年間にわたってということで今年度につきましては、補助金、失礼しました。前払い金分の30%程度を実績額として見込んでおりますので、その減として減価償却費の方は、この度、9500万程度委託費のところで減額をさせていただきます。当初ですね、1億6000万程度を計上しておりましたけれども、それが、今年度につきましては8000万程度に事業費としてはなるという計算でございます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

ちょっとよく分からないんですが、要はまだ未完成なわけでしょ。完成して初めて構築物とか、機械装置とかいう科目に持って行って簿価を設定して、そこから減価償却が始まるんじゃないかと思えますけど、年度途中からですね、償却することが、税法的に許されるんでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。ちょっと会計の処理の方法につきましては、公認会計士の方と、この貸借対照表の方を作っておりますので、その辺りで確認をさせていただきたいと思えます。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

私の理解ではですね、建設仮勘定で積んでいって、最終年度、完成した時に簿価に持って行って、そこから償却が始まるというのが普通のパターンだと思うんですけど、これちょっと考え方に即してないんで、また、報告をお願いします。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようでありますので、議案第78号の質疑を終わります。

続きまして、議案第79号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 79 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 80 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので議案第 80 号の質疑を終わります。
以上で議案質疑を終わります。
日程第 3、議案の委員会付託を議題といたします。
お諮りいたします。

先ほど、質疑を終えた議案第 68 号から議案第 80 号までの議案のうち、予算案を除く
5 議案につきましては、あらかじめお手元に配付しております議案付託表のとおり、各
委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり、各委員会へ付託することに決定いたしました。
それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほどよろしく願いをいたしま
す。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。
次の会議は、7 日木曜日定刻より開きます。
本日はこれもちまして散会といたします。
ご苦労さまでした。

(散 会 午 前 10 時 00 分)